

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 計量器定期検査の実施
入会林野整備計画の認可
海面における漁業の免許
土地改良事業計画の決定
土地改良事業計画の適否の決定
建築基準法による道路の位置の指定
- ◇ 公 告 行政書士試験の実施
二級建築士試験の合格者
理容師試験等の実施
クリーニング師試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百三十五号
計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、米

子市及び鳥取市に所在する計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十八年九月七日

鳥取県知事 石 一 破 二 朗

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 日	実 施 場 所
昭和四十八年十月三日から 昭和四十八年十一月三十日まで	当該計量器の所在場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

検査期日	検査時間	実施区域	検査場所
十月 三日	午前十時から 午後三時まで	米子市	福生公民館
" 四日	午前九時三十分から 午後四時まで	"	啓成小学校
" 五日	"	"	義方小学校
" 八日	"	"	就将小学校
" 九日	"	"	明道小学校
" 十二日	午前十時から 午後三時まで	"	計量器所在場所
" 二十二日	午前十時から 午後三時三十分まで	"	元米子市立第二 中学校
" 二十三日	"	"	"
" 二十九日	"	鳥取市	賀露公民館
" 三十日	"	"	湖山公民館

三十一日	午前九時三十分から 午後四時まで	鳥取市立体育館
十一月 六日	"	"
七日	"	醇風小学校
八日	"	日進小学校
九日	"	"
十九日	午前十時から 午後三時三十分まで	"
二十日	"	"

鳥取県告示第六百三十六号

鳥取市岩坪岩坪入会林野整備組合長大下卓夫から申請のあつた岩坪(野田口及び野田)入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年九月四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百三十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定に基づき、昭和四十八年九月一日海面における漁業を次のとおり免許した。

昭和四十八年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 免許番号
海共第一号
- 二 漁業権者の住所及び氏名又は名称
岩美郡岩美町大字田後六八番地 田後漁業協同組合
- 三 免許の内容
昭和四十八年七月三十一日鳥取県告示第五百三十七号(以下「県告示」という。)の一の二のとおり
- 四 制限又は条件
なし
- 五 存続期間
昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで
- 二一 免許番号
海共第二号
- 二 漁業権者の住所及び氏名又は名称
鳥取市賀露町一五三九番地一九 賀露漁業協同組合
- 三 免許の内容
県告示の二の二のとおり
- 四 制限又は条件
なし
- 五 存続期間
昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで
- 三一 免許番号
海共第三号
- 二 漁業権者の住所及び氏名又は名称

東伯郡北条町大字弓原六〇三番地 中部漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の三の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

四1 免許番号

海共第四号

2 漁業権者の住所及び氏名又は名称

東伯郡赤碕町大字赤碕一六一六番地 赤碕町漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の四の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

五1 免許番号

海共第五号

2 漁業権者の住所及び氏名又は名称

米子市灘町一丁目無番地 米子市漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の五の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

六1 免許番号

海共第六号

2 漁業権者の住所及び氏名又は名称

境港市上道町二二三一番地三先 弓浜漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の六の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

七1 免許番号

海共第七号

2 漁業権者の住所及び氏名又は名称

境港市上道町二二三一番地三先 弓浜漁業協同組合

3 免許の内容

県告示の七の2のとおり

4 制限又は条件

なし

5 存続期間

昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

鳥取県告示第六百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年七月三十一日付で東伯郡泊村大字原七一四―一陶山豊ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（泊地区樹園地農道網整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（泊地区樹園地農道網）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十九号

昭和四十八年六月二十一日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（坂根地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十八年九月四日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市塩町四六 井 塚 馬 寿	米子市上福原字北浜新田ノ四 一八 五四ノ三五、一八五九ノ三、一八五 九ノ四、一八五九ノ一九、一八五九 ノ二〇、一八五九ノ二一・一八五九 ノ二三の一部、一八五九ノ二五、一 八五九ノ二八の一部、一八六〇ノ四	幅員 四・〇〇 メートル 延長 五三・四〇 メートル

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を次のとおり実施するので、行政書士法施行細則(昭和26年4月鳥取県規則第20号)第2条の規定により公告する。

昭和48年9月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 行政書士試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和48年10月12日(金) 午前10時から

(2) 場所 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県議会大会議室

2 行政書士試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験を行なう。なお、(1)及び(2)については、択一式による。

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令

(2) 一般常識

(3) 作文

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者

(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者

(3) 行政書士法施行細則第1条第2項の規定に基づき(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4 受験願書受付期間

昭和48年9月7日(金)から昭和48年10月1日(月)までとし、郵便による場合は、昭和48年10月1日までに到着したものに限り。

5 受験手続

行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真(出願前1年以内に写した上半身名刺型のもの)を添えて、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部地方課に提出すること。

なお、受験願書を提出した者に対しては、受験票を交付する。

6 行政書士試験手数料及びその納付方法

(1) 行政書士試験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書

の上部にはりつけること。この場合、消印をしないこと。
7 この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。

昭和48年7月28日及び29日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和48年9月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

村口 広美	原 圭司	前田 博	田中 陽子	大谷 武司
田中 孝一	平尾 秀治	平尾 博章	橋浦 久志	岡本 清子
坂本 宣弘	谷口 利夫	山下 春雄	森山 慈郎	川戸 由子
倉橋 偉了	吉田 憲一郎	山田 忠義	岡部 清	建部 稔
田中 俊之	本城 健	西谷 裕美子	松島 浩之	山根 幹彦
高木 利治	大谷 英明	高田 卓	真島 宏海	山口 年一
前田 章	梅津 良雄	福井 範之	橋谷 龍彦	細川 武則
佐々木 一之	川口 長登	小谷 義洋	山田 三俱	山根 常義
横山 政美	谷野 彬成	三村 啓一	千種 勇	宮本 行雄
大塚 賢一	寺本 和夫	吉田 一弘	若杉 吉伸	中本 達男
今出 正信	矢田 貞二	松山 久	野口 寛	高田 時之
山本 規広	建部 豊和	森 祐蔵	先灘 治美	加藤 健治
加藤 哲英	角 和雄	足立 高	石原 二郎	足立 啓二
山根 敏	富倉 正	藤田 節雄	佐々木 勝治郎	岸田 彰彦
小谷 長次郎	渡辺 哲明	海木 征和	小林 博親	植垣 登志男
久野 幸春	上田 孝春	梅津 正	原 節夫	宮本 雅之

池波 豊	岩見 律雄	中川 信一	村中 充	谷口 和之
井口 須美子	米本 光利	阿弓 裕	山本 武利	福山 佳徳
山中 一雄	田中 洋之	森田 朗	松下 好雄	三島 紀一
野尻 武志	榎原 登志雄	石神 広二	大嶋 幸正	森 秀久
長谷川 光雄	渡辺 邦明	江田 尚博	砂原 啓祐	中田 義人
安田 陽	加藤 秀夫	松本 定雄	笠木 宏	川口 輝男
柴田 重昌	石倉 一夫	阿部 省一	室田 春美	坂口 英明
山根 勝	井田 知明	岡野 善広		

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和48年9月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和48年10月3日 午前10時

場所 倉吉市蔵城 倉吉保健所会議室

(2) 実地試験

日時 昭和48年10月22日 午前9時

場所 鳥取市上町 学校法人鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理

容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上、理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を経たもの

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に、美容師試験にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

(2) 昭和46年5月以後に鳥取県知事が行なつた理容師試験又は美容師試験の学科試験のみに合格した者については、理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により今回の学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則(昭和28年厚生省令第41号)第19条又は美容師法施行規則第19条に定められたものとする。

5 出願の方法

(1) 願書の提出期間
昭和48年9月8日から昭和48年9月22日まで(郵送のものについては、昭和48年9月22日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 願書の提出先

- ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
- イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目220 鳥取県厚生部衛生課

(3) 提出書類

- ア 受験願書(別記様式によること。)
- イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なつた場所及び期間を記載すること。)
- ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書
- エ 実地習練を終了したことを証する書面
- オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身のもの、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

(4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理容師学科試験免除通知書又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

6 試験手数料及びその納付方法等

- (1) 試験手数料 1,000円
- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけると。この場合、消印をしないこと。
- (3) 納付した手数料は、還付しない。

7 試験場に持参するもの

- (1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び昼食
- (2) 実地試験
 - ア 受験通知書、昼食及び上ばき
 - イ 理容師試験を受ける者
 - (ア) 白衣
 - (イ) 調髪及び顔そりに必要な器具等
 - (ウ) 応急薬品
 - ウ 美容師試験を受ける者
 - (ア) 白衣
 - (イ) コールド、パーマネットウエアー等の施術上必要な器具、材料及び化粧品
 - (ウ) 応急薬品
- 8 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、理容師試験のモデルは、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとし、美容師試験のモデルは、なるべく年齢18歳から30歳までの者で髪に著しい癖のないものであること。
- 9 その他
 - (1) 出願者には、受験通知書を試験の日の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
 - (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。
 - (3) 文書による照会は、20円切手を同封すること。

別記様式(用紙はB列5番とすること。)

理 容 師 (美 容 師) 受 験 願 書

本 籍

住 所 (番地及び〇〇方も記入すること。)

郵便番号

氏 名

年 月 日 生

理容師法第2条第1項(美容師法第4条第1項)の規定による理容師(美容師)試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏 名

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

(注) 該当するところを○で囲むこと。

受験回数

学科試験 初回、 2回目、 3回目、 4回目、 5回目

実地試験 初回、 2回目、 3回目、 4回目、 5回目

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和48年9月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時

(1) 学科試験

昭和48年10月17日午前9時から午前12時まで

(2) 実地試験

昭和48年10月17日午後1時から午後5時まで

2 試験の場所

(1) 学科試験

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁第3会議室(東部福祉事務所内)

(2) 実地試験

鳥取市元町268番地 明日屋クリーニング店

3 受験資格

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)

附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者

者

4 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書(別記様式による。)

イ 履歴書

ウ 写真(手札形で出願前6箇月以内に正面脱帽で撮影したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)

エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書提出先

ア 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

イ 鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県厚生部衛生課

(3) 受験願書提出期間

昭和48年9月8日から昭和48年10月6日まで。ただし、郵送の場合

は、昭和48年10月6日の消印があれば、有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書

にはりつけ、消印をしないこと。

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、実地試験用として、ワイシャツ1枚及びズボン1本を持

参すること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

本 籍

住 所

氏 名

印

年 月 日 生

クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験を受験したいので、関係書類を添えてお願いします。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)